２　令和４年度における公文書開示請求に係る審査請求の処理状況

※　不開示理由欄の略記は、次の不開示理由を意味します。
１号：法令秘情報　２号：個人情報　３号：法人等情報　４号：公共安全維持情報　５号：審議・検討・協議情報
６号：事務事業執行情報　不存在：請求の対象となる個人情報が存在しない。

（令和５年３月３１日現在）

諮問番号	請求日 決定日 審査請求日	対象公文書の件名	請求時の所管課	不開示理由等	諮問日 答申日 決定日	答申内容 決定の内容	備　考
60	Ｒ２．７．１３ Ｒ２．７．２２ Ｒ２．１０．２２	令和元年７月21日執行参議院議員通常選挙に係る公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号)第74条、第76条及び第77条に定める「開票録」、「投票録」及び「開票に関する書類」。	市選挙管理委員会	部分開示 ２号	Ｒ２．１２．１８	原処分は妥当である。	審理手続を併合
	Ｒ２．７．１３ Ｒ２．７．２２ Ｒ２．１０．２２	同上	中央区選挙管理委員会	部分開示 ２号			
	Ｒ２．７．１３ Ｒ２．７．２７ Ｒ２．１０．２２	同上	花見川区選挙管理委員会	部分開示 ２号			
	Ｒ２．７．１３ Ｒ２．７．２２ Ｒ２．１０．２２	同上	稲毛区選挙管理委員会	部分開示 ２号			
	Ｒ２．７．１３ Ｒ２．７．２７ Ｒ２．１０．２２	同上	若葉区選挙管理委員会	部分開示 ２号	Ｒ５．２．２８		
	Ｒ２．７．１３ Ｒ２．７．２２ Ｒ２．１０．２２	同上	緑区選挙管理委員会	部分開示 ２号			
	Ｒ２．７．１３ Ｒ２．７．２７ Ｒ２．１０．２２	同上	美浜区選挙管理委員会	部分開示 ２号			
62	Ｒ３．９．２４ Ｒ３．１０．８ Ｒ３．１０．２４	行政手続法に行政指導に従わなくても不利益な取扱いをしてはならないと規定されているにもかかわらず児童相談所の「面会できない決まり」に基づき面会させないことができることが分かる一切の書類	こども未来局こども未来部児童相談所	不開示 不存在	Ｒ４．４．２５ Ｒ５．１．１３ Ｒ５．１．２４	原処分は妥当である。	
—	— Ｒ３．９．２４ Ｒ３．１２．２１	不開示決定に係る取消決定	都市局公園緑地部公園管理課	取消し			不適法であるため。
	— Ｒ３．９．２４ Ｒ３．１２．２１	部分開示決定に係る取消決定	都市局公園緑地部公園管理課	取消し			

	―	開示決定に係る取消決定	都市局 公園緑地部 公園管理課	取消し			
	R３．９．２４						
	R3.12.21				R3．10．15	却下	
63	R３．４．３０	異議申出書に対しての回答書（２０２０－０００１号)	都市局 公園緑地部 公園管理課	開示	R3．10．15		審理手続を併合審査会に諮問中
	R３．９．２４						
	R3.12.21						
	R３．４．３０	○年○月○日付け公文書開示請求書	都市局 公園緑地部 公園管理課	部分開示			
	R３．９．２４						
	R3.12.21						
	R３．４．３０	○○の活動について、本請求時点までに○○と市が交わした協定・承諾等一切の手続に係る文書の写し	都市局 公園緑地部 公園管理課	不開示			
	R３．９．２４						
	R3.12.21						
	R３．５．６	個別自主事業実施計画書およびその承認に係る文書	都市局 公園緑地部 公園管理課	不開示			
	R３．９．２４						
	R3.12.21						
―	R３．１２．１	千葉市○○区○○町○番地用地取得に係る不動産鑑定書	建設局 道路部 街路建設課	部分開示			不適法であるため。
	R3.12.15						
	R４．２．３				R５．３．３０	却下	
64	R３．１２．１	取消通知の対象となった文書について、当該決定に対する市の決裁文書、協議文書等の一切の添付資料に係る文書規定、事務処理要領等の一切の法律、条令、規定のうち、決定根拠に係る条文の全ての写し	都市局 公園緑地部 公園管理課	不開示 不存在	諮　問　日 R４．８．２５		審理手続を併合審査会に諮問中
	R４．１．２８						
	R４．２．２５						
	R３．１２．１	起案文書：開示決定の取消について	都市局 公園緑地部 公園管理課	部分開示 ２号			
	R４．１．２８						
	R４．２．２５						
	R３．１２．１	○年○月○日付け公文書開示請求書	都市局 公園緑地部 公園管理課	部分開示 ２号 ３号			
	R４．１．２８						
	R４．２．２５						
―	R３．４．３０ R３．５．６	審査請求人が○年○月○日付けで請求した審査請求に対する不作為	都市局 公園緑地部 公園管理課	部分開示 不開示	―		不適法であるため。
	R３．５．２８				―		
	R４．６．２９				R４．８．２５	却下	
―	R５．１．３０	千葉市立海浜病院において医師の指示で臨床工学技士が縫合手術を行っていたこと、及び、その虚偽説明が行われたことに関する文書	海浜病院事務局 管理課	部分開示 ２号 ６号			実施機関にて検討中
	R５．２．１４						
	R５．３．６						